

光が丘地区防災計画

平成27年10月

光が丘地区防災計画検討委員会
光が丘地区まちづくり会議

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	4
2 地区防災計画の構成及び組織編成	4
3 計画の修正	7

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	8
2 自主防災組織の役割	8
3 事業者の役割	9
4 高層共同住宅管理者等の役割	9

第3章 地区の概要

1 自然的条件	10
2 社会的条件	10

第4章 アセスメントによる地区被害想定

1 被害地震と条件	11
2 建物被害	12
3 人的被害・避難者数等	14
4 ライフラインの被害予測	15

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針	17
2 自主防災組織の育成支援	17
3 自主防災組織等の編成と各班の役割	18
4 災害危険の把握	24
5 出火防止及び初期消火対策	24
6 火災延焼対策	25
7 風水害対策	25
8 救護・搬送対策	26
9 空き家対策	26
10 高層共同住宅等の災害対策	26

第2章 災害に対する備え

1 基本方針	27
2 防災知識の普及・啓発	27
3 災害に備えた各家庭での取組	27
4 防災訓練の実施	28
5 防災資機材等の点検・管理	28
6 災害時要援護者の把握、避難支援体制	30

3 地震災害対策計画

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置	32
2 本部の活動	32
3 情報の収集・伝達手段	33
4 本部の廃止	33
5 災害時における各組織の主な役割（地震対策）	34

第2章 応急対策活動

1	初期消火活動	36
2	救出・救護・搬送	36
3	避難誘導	37
4	避難所運営	37
5	給食・給水活動	37
6	災害時要援護者対策	38
7	住民の安否確認	38
8	在宅避難者の把握・支援	39
9	ボランティアの活動について	39
10	他組織との連携	40
11	各種活動の主な流れ	40

4 風水害等対策計画

第1章 地区灾害対策本部活動

1	地区灾害対策本部の設置	49
2	本部の活動	49
3	情報の収集・伝達	49
4	本部の廃止	49
5	災害時における自主防災組織等の主な役割（風水害対策）	50

第2章 応急対策活動

1	水防活動	51
2	自主避難	51
3	風水害時避難場所	51
4	避難誘導	51
5	避難所運営	52
6	救出・救護・搬送	52
7	給食・給水活動	52
8	災害時要援護者対策	52
9	住民の安否確認	52
10	在宅避難者の把握・支援	53
11	ボランティアの活動について	53
12	他組織との連携	53
13	各種活動の主な流れ	53

4 資 料 編

- 風水害の知識
- 光が丘地区における情報通信体制
- 福祉避難所への受入の流れ
- 光が丘地区の避難場所
- 自主防災本部・避難所等一覧表
- まちあるきによる要注意箇所（準備中）

1 總 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応には限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地区自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地区の実情に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区における防災力を高めることを目的とする。

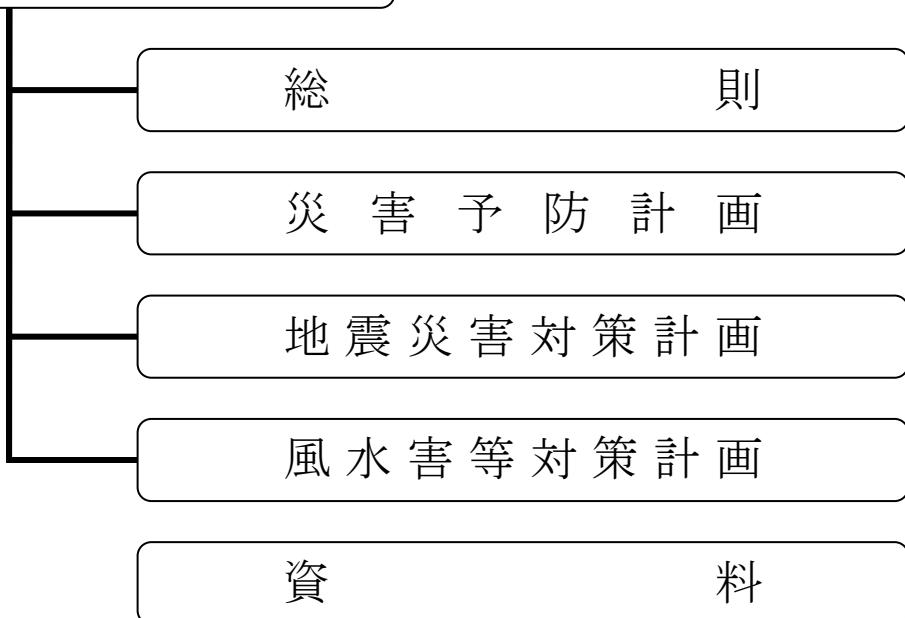
2 地区防災計画の構成及び組織編成

光が丘地区防災計画は、総則編、災害予防計画編、地震災害対策計画編、風水害等対策計画編及び資料編で構成する。

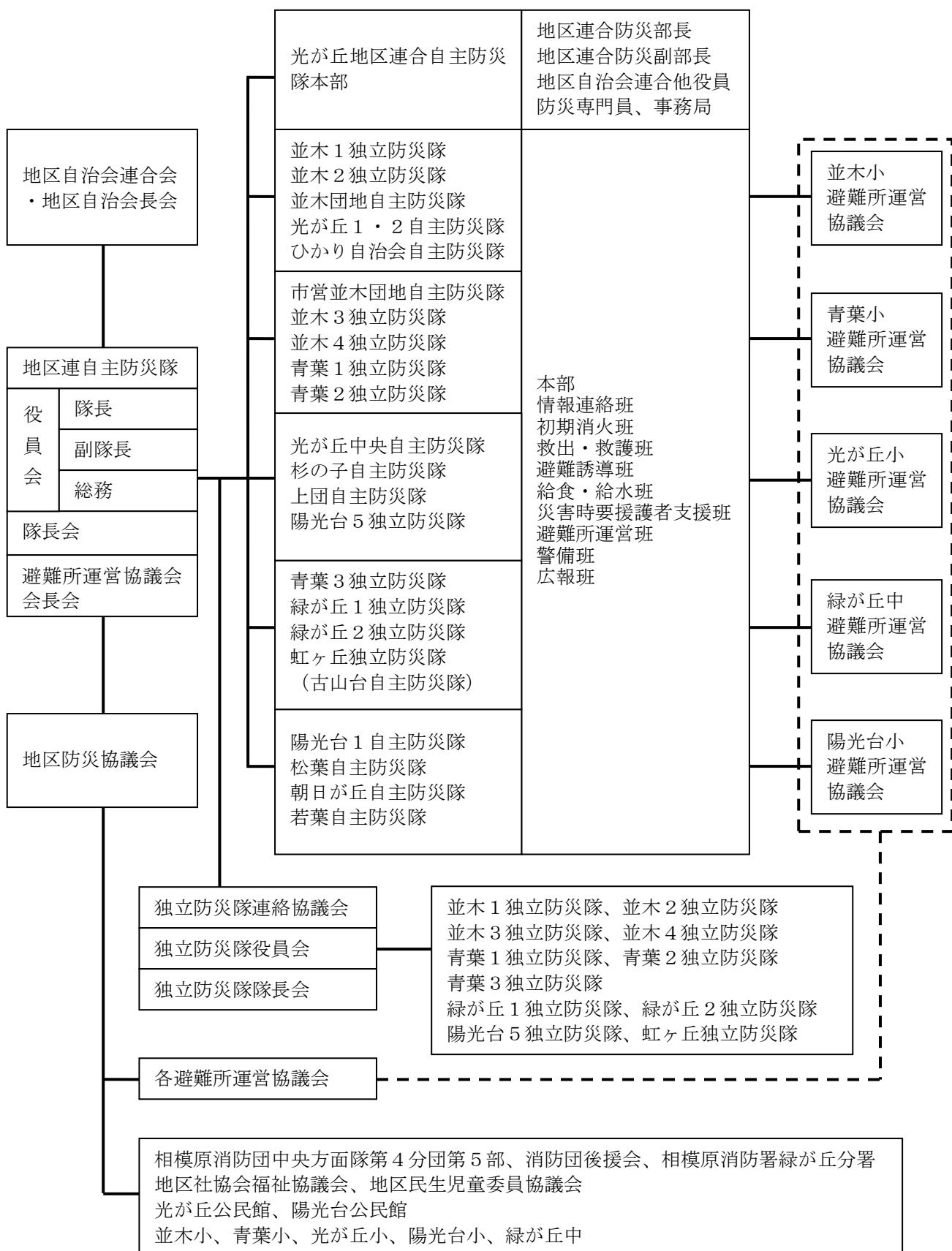
地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。

計画の構成

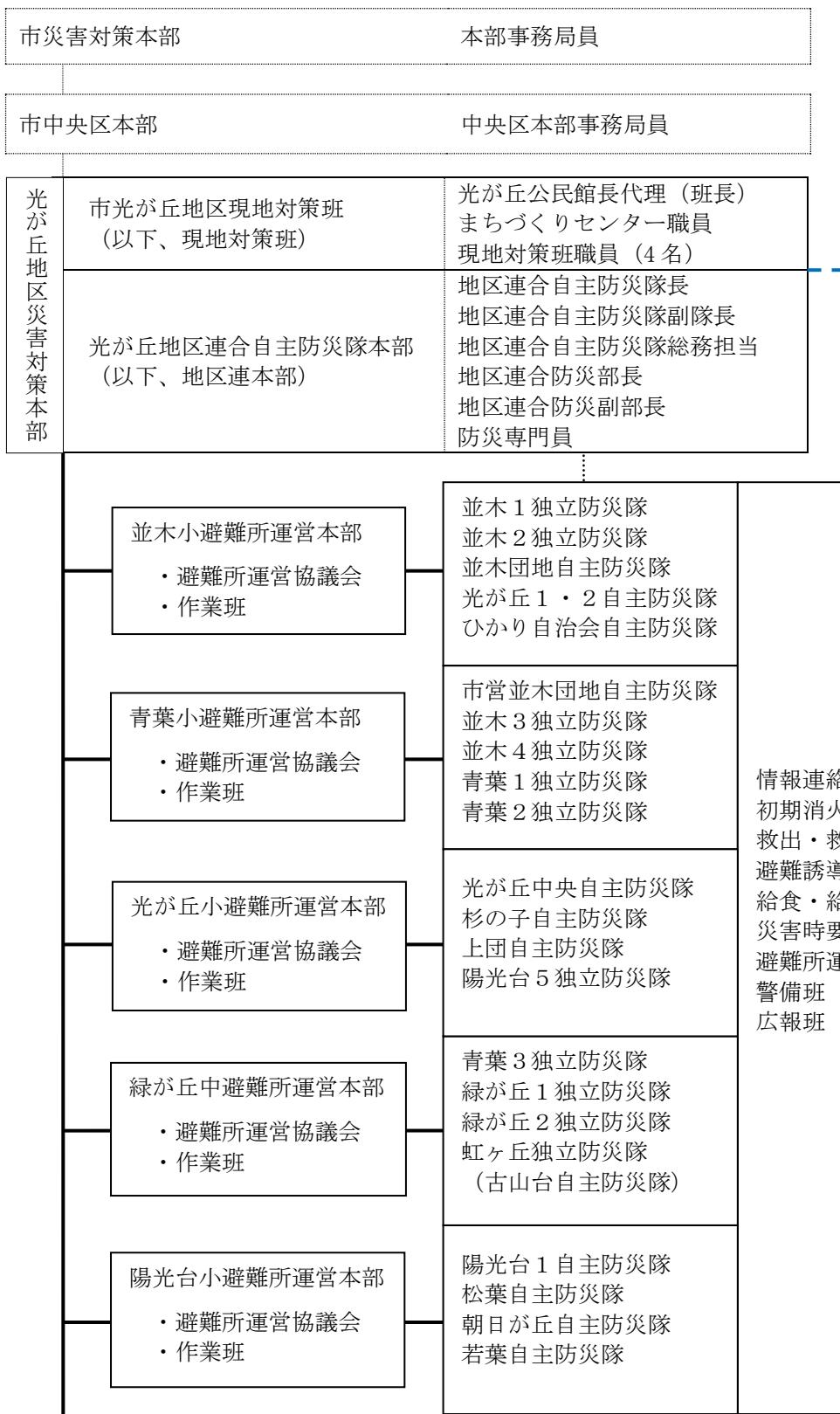
光が丘地区防災計画



光が丘地区自主防災隊組織図（平常時）



光が丘地区自主防災隊組織図（災害時）



相模原消防団中央方面隊第4分団第5部、消防団後援会、相模原消防署緑が丘分署
地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会

3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、企業、次世代を担う壮年と青少年等の参画を促進する。

※計画の修正（見直し）基本方針

- ・計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、災害対策活動の統率を図り、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、避難所の運営協力、給食・給水、災害時要援護者の支援、警備、広報活動等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行いうよう努める。

4 高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーター、電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 特徴

台地（上段）にあり、西端は段丘崖である。段丘崖においては、一部が急傾斜地崩壊危険個所に指定されていて、がけ崩れに注意する必要がある。

また、南東部に浅い谷もあることや一部に窪地があるから、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨時には浸水害が生じる可能性がある。一方で河川は地区内に存在しないため、洪水氾濫による危険性はない。

富士山の大規模噴火時には2～30cmの降灰が予測されており、その場合、道路・鉄道の通行不能をはじめ、停電や取水停止など重大な被害を受ける。箱根山では、大規模な噴火の可能性は低いものの、水蒸気爆発なども懸念されている。

2 社会的条件

(1) 人口

平成27年4月現在（住民基本台帳人口）、男性13,856人、女性13,969人、合計27,825人で、年齢別では、年少人口（15歳未満）が12.4%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が57.2%、老齢人口（65歳以上）が30.4%となっている。このうち、外国人の登録人口は312人であり、地区人口の1.12%を占める。

なお、平均年齢は、47.29歳で、市平均44.28歳と比較して、高くなっています。22地区中、5番目である。

(2) 交通

北端は県道57号相模原大蔵町線に、南端は嶽之内当麻線に、西部を県道507号相武台相模原線（村富線）が南北に通っている。県道507号線は片側2車線と歩道のある広幅員道路で、沿道は不燃化が進んでいる。

また、地区内に鉄道駅はないことから、帰宅困難者が発生する可能性は低い。

(3) 建築物

ほとんどが住宅地であり、一戸建て住宅が多いが、低層集合住宅もある。新耐震基準を満たしていない昭和55年以前の家屋や狭い道路も多くあることから、地震による倒壊と火災の延焼に注意が必要である。

また、昭和55年以前に建築された空き家の増加が懸念されるため、地震や大雪による倒壊等に注意が必要である。

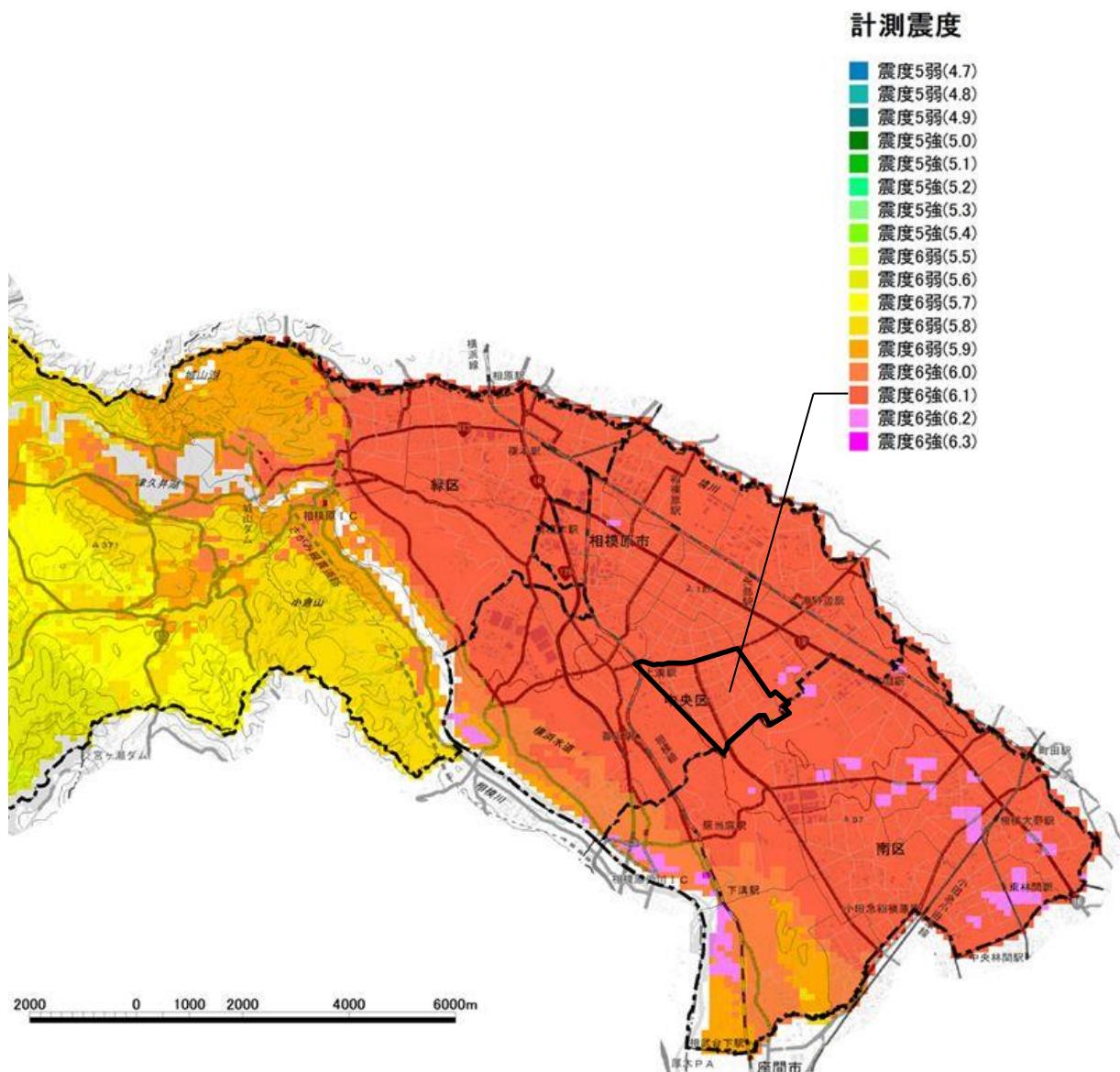
第4章 アセスメントによる地区被害想定

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

東部直下地震の震度予測図は次のとおりである。震度 6 強の強い揺れが想定されている。



2 建物被害

(1) 中央区で想定されている建物被害は次のとおりである。 (冬 18 時)

想定地震	建物 総数	全壊	焼失	大規模 半壊	半壊	全壊・ 焼失	全壊・ 焼失率
東部直下地震	62,987	3,004	481	49	9,175	3,484	5.5%
西部直下地震	62,987	1,273	69	49	6,378	1,342	2.1%
大正関東 タイプ地震	62,987	398	0	33	3,713	398	0.6%

※風速により焼失件数は増減する。

※大正関東タイプ地震の発生想定時間は、11 時 58 分としている。

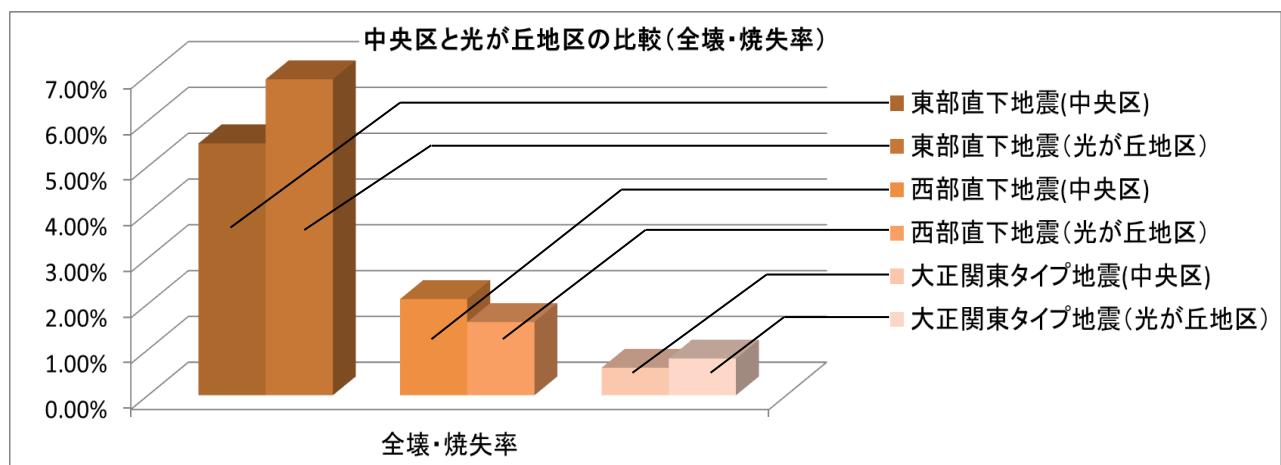
(2) 光が丘地区で想定されている建物被害は次のとおりである。 (冬 18 時)

想定地震	建物 総数	全壊	焼失	大規模 半壊	半壊	全壊・ 焼失	全壊・ 焼失率
東部直下地震	8,500	437	150	0	1,374	587	6.9%
西部直下地震	8,500	129	9	0	836	138	1.6%
大正関東 タイプ地震	8,500	67	0	0	609	67	0.8%

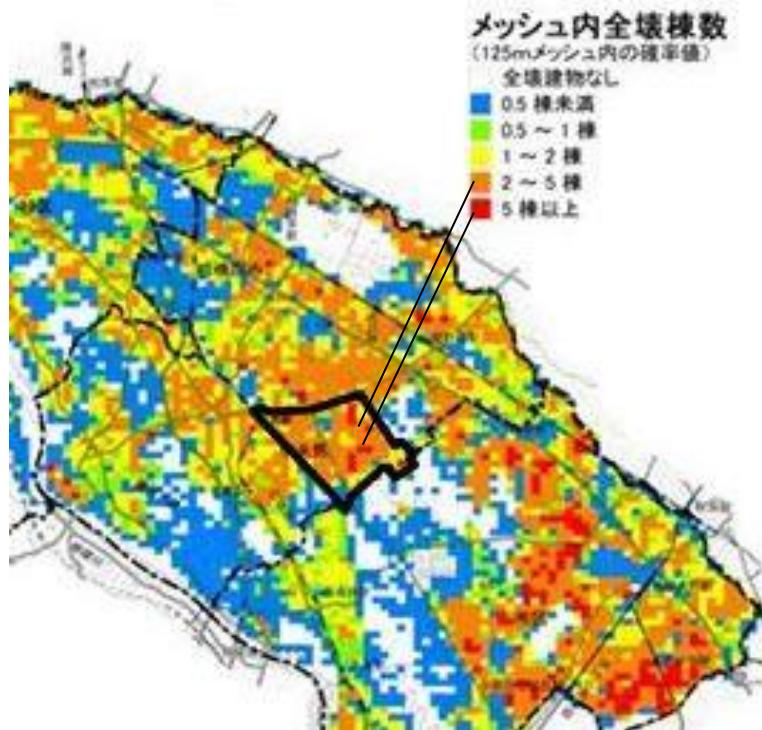
※風速により焼失件数は増減する。

※大正関東タイプ地震の発生想定時間は、11 時 58 分としている。

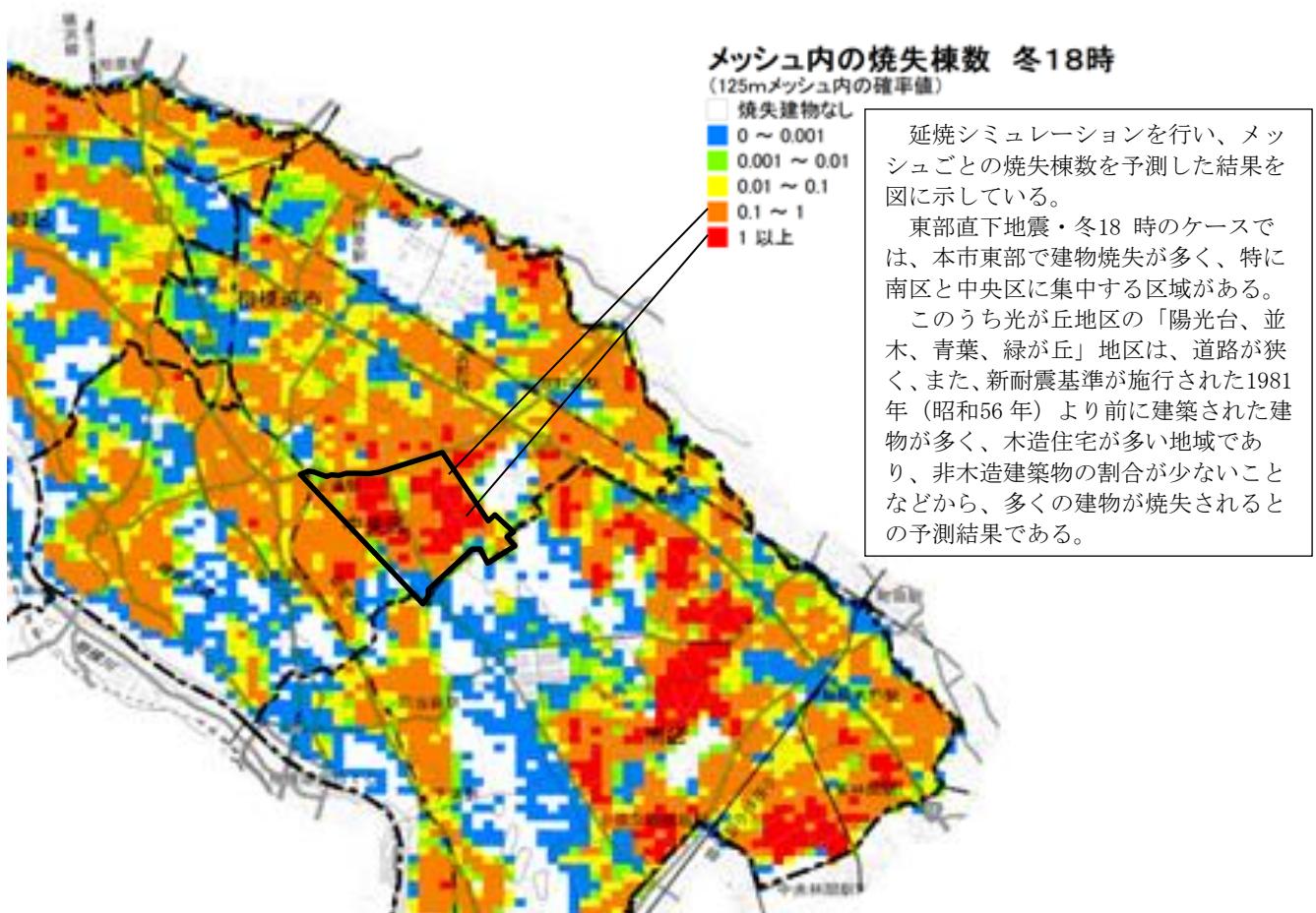
※青葉 1~3 丁目、並木 1~4 丁目、光が丘 1~3 丁目、緑が丘 1~2 丁目、陽光台 1~7 丁目の合計値



建物全壊棟数予測結果（東部直下地震・冬 18 時）は次のとおりである。



建物焼失棟数予測結果（東部直下地震・冬 18 時）は次のとおりである。



3 人的被害・避難者数等

(1) 中央区で想定されている人的被害は次のとおりである。

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬 2 時	死者	185	77	23
	閉込者	1, 116	486	155
	重傷者	224	98	33
	軽傷者	1, 393	889	495
冬 18 時	避難者当日	9, 063	4, 314	1, 775
	避難者 1 週間後	23, 423	16, 527	10, 446
	うち断水避難者	15, 870	12, 932	8, 967
	避難者 1 か月後	12, 023	6, 524	3, 535
	うち断水避難者	7, 491	4, 367	2, 647
	応急給水人口 当日	206, 047	182, 184	137, 074
	応急給水人口 1 週間後	126, 963	103, 456	71, 736
	応急給水人口 1 か月後	9, 711	5, 660	3, 432

単位：人

(2) 光が丘地区で想定されている人的被害は次のとおりである。

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬 2 時	死者	27	8	4
	閉込者	133	41	21
	重傷者	33	11	6
	軽傷者	211	117	84
冬 18 時	避難者当日	1, 185	390	232
	避難者 1 週間後	2, 371	1, 401	1, 079

単位：人

※青葉 1~3 丁目、並木 1~4 丁目、光が丘 1~3 丁目、緑が丘 1~2 丁目、陽光台 1~7 丁目の合計値

4 ライフラインの被害予測

中央区で想定されているライフライン被害は次のとおりである。

(1) 上水道（東部直下地震）

夜間人口	給水人口	断水域内人口			断水人口率		
		1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
266,988	266,007	216,246	168,238	36,780	81%	63%	14%

(2) 都市ガス（東部直下地震）

夜間人口	都市ガス 供給域内人口	供給停止人口率		
		1日後	1週間後	1か月後
266,988	265,912	100%	98%	61%

(3) 電気（東部直下地震）

夜間人口	停電域内人口			停電人口率		
	1日後	3日後	1週間後	1日後	3日後	1週間後
266,988	191,351	83,799	7,263	72%	31%	3%

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

自助・共助の力を最大限に生かすため、地区の防災意識の高揚を図り、実践的な訓練を通じて自主防災組織の育成に努め、「自分たちのまち（命・生活）は、自分たちで守る」ための体制を整備し、誰もが安心して暮らせる心豊かなまちづくりを推進する。

2 自主防災組織等の育成支援

- (1) 自治会等を中心とした単位自主防災組織、避難所運営協議会、及び地区連合を中心としたに地区連合自主防災組織の育成を推進する。
- (2) 地区内の防災リーダーである防災専門員及び防災部長を育成・支援する。
- (3) 専門性・継続性の高い独立防災隊（専業の防災隊）の設立を促進し、育成・支援する。
- (4) 防災リーダー及び独立防災隊は、地区と連携しながら、避難所運営協議会長、自主防災組織の育成・支援に努める。
- (5) 自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るために訓練等を支援する。
- (6) 自主防災組織等で活用する防災資機材の備蓄を推進する。
- (7) 災害時の連携は重要であることから、地域の学校、施設、事業所等と連携することを想定した育成・支援に努める。
- (8) 女性と次世代を担う壮年と青少年の参画の促進に努める。

3 自主防災組織等の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

ア 自主防災組織の編成

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

自主防災隊長	・地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備 ・災害対策活動の指揮統括
副隊長	・自主防災隊長の補佐
防災部長	・自主防災隊長の補佐及び災害対策活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

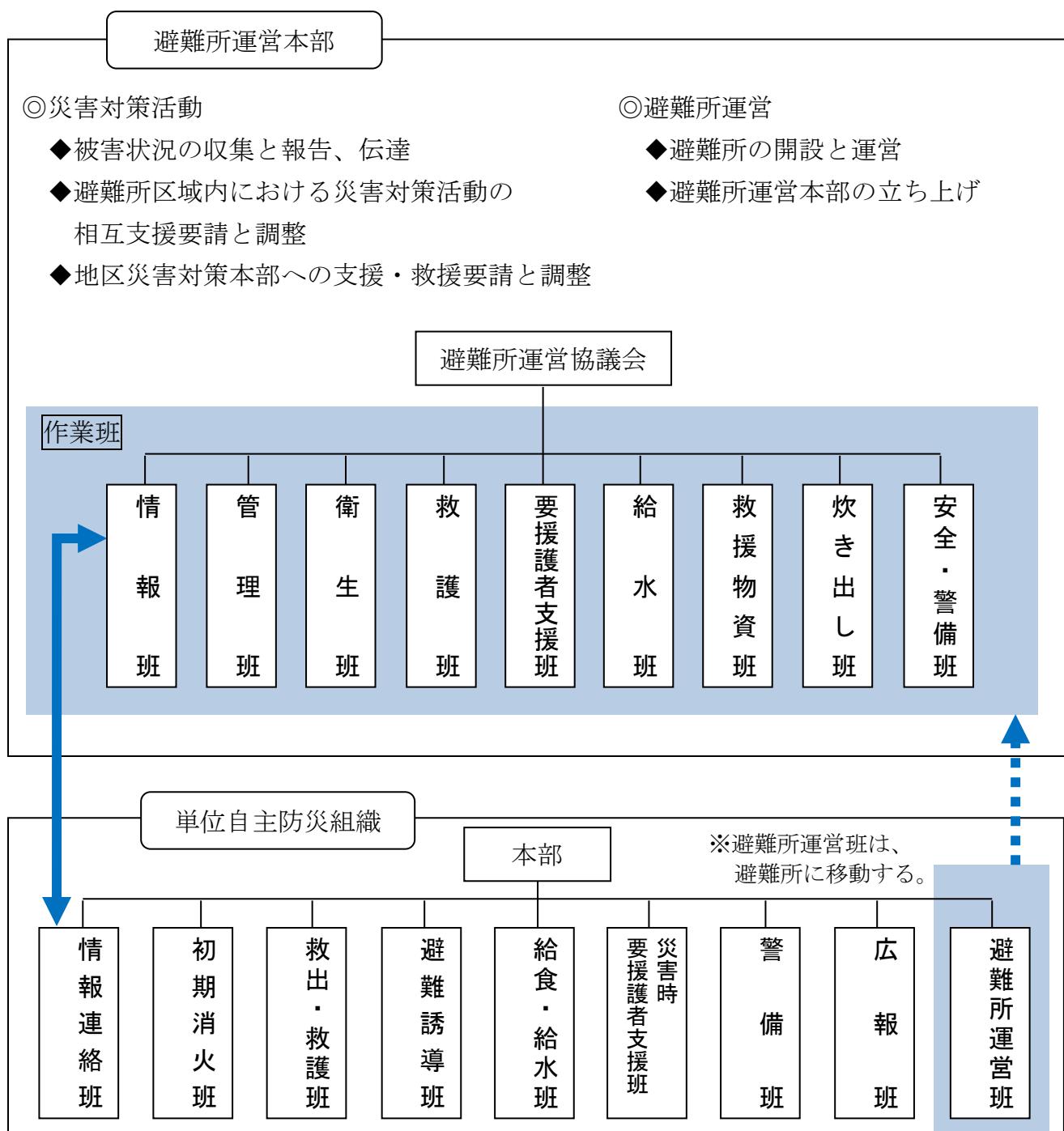
本 部	各班の総合調整、地域全体の災害対策活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	要援護者への支援活動
警備班	町内および避難所の警備
広報班	災害情報を収集し広報活動

イ 自主防災組織の役割

災害発生時には、単位自治会の自治会館等に「単位自主防災本部」を、発災後2時間以内を目途に設置し、応急対策活動を実施する。

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害状況等の情報を収集し、避難所運営本部を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消防技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身みなって聞き、要援護者活動に取り組む。
警備班	災害時を予測して町内巡回ルートや連絡体制を整備する。	定期的に町内を巡回して不審者・火災等の警備をする。
広報班	防災隊の活動・災害への啓蒙・資料や写真等データー保管・PR紙の発行など。	災害の情報等を収集して掲示等を行う。対外的には資料を作成・提供する。

(2) 避難所運営協議会と避難所運営本部の編成と役割



ア 避難所運営協議会と避難所運営本部の編成

平常時から避難所におけるルールづくりや良好な生活環境の確保等を行うため、「避難所運営協議会」を組織し、災害時には、平常時の「避難所運営協議会」に避難者の代表者が加わった、「避難所運営協議会」と、避難所運営を分担して行う「作業班」で構成する「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所運営協議会長を中心として、災害対策活動と避難所運営及び作業班の活動を統括します。

イ 避難所運営協議会と避難所運営本部の役割

平常時	災害時
<p>○避難所運営方法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営要綱の作成 ・役員名簿の作成 ・組織図の作成 ・避難所の開設手順 ・鍵の所有者の確認 ・地域や市の役割の確認 ・地域特性の確認 ・運営の手引きの作成 <p>○生活ルールの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所全体 ・共同生活上必要な事項 ・プライバシーの確保 ・着替えや物干し場所 ・トイレ ・物資の確保等に関する配慮事項 ・火気使用 ・警備体制 ・食料配布 ・授乳、おむつ替えのルール ・感染症予防のルール ・ペット同行のルール <p>○検討及びルールに基づいた訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各要援護者の生活場所の選定 ・外国人への情報の提供方法 ・福祉避難所へ避難する方の選定方法 ・教室の使用、トイレの設置場所 ・授業中に発生した場合の使用場所等 ・窃盗、セクハラ、虐待等を防止するための配慮、把握及び相談体制の検討 ・地区災害対策本部への連絡方法 ・救護所が併設されることになる避難所における相互の使用場所等の調整 ・バリアフリー場所の確認 ・ペットの同行避難者への対応 	<p>避難所運営協議会</p> <p>○避難所開設と避難誘導</p> <p>※施設管理者、避難所担当市職員がいない（到着する前）場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震が発生、または避難勧告・指示が発令された時、避難所運営協議会委員は、2時間以内（目標）に参集する。 ・施設の安全確認を行い、閉錠する。 ・避難所運営協議会議で取り決めた居住・共有避難区画に、避難者を屋内に受入れ誘導する。 <p>○避難所運営の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営本部の立ち上げ。 ・避難所運営協議会議の取り決めに従い、避難所運営本部（作業班）の活動を行う。 ・管理、情報、衛生、救護、要援護者支援、給水、救援物資、炊き出し、安全警備等。 <p>避難所運営本部</p> <p>○避難所区域内の被災・被害状況の収集と伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各単位自主防災隊区域内（各自治会）の被災・被害状況を把握。 ・避難所対象区域内の、被災・被害状況を、地区連本部に報告。 ・市内及び光が丘地区内の被災・被害状況、支援、救助等の情報収集と単位自主防災隊本部への情報の伝達。 ・単位自主防災本部（各自治会）からの支援要請に基づき、他の防災隊に支援協力要請。 <p>○地区連本部への支援要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火、救出・救護、トリアージ、医療、給食・給水、救援物資等の支援要請。 ・避難所資機材の支援要請。 ・被害状況に応じ（消火、倒壊家屋からの救出・救助、医療等）、支援協力要請。 <p>○地区連本部との災害対策活動にかかる調整</p>

ウ 作業班の役割

管理班	避難所の管理全般・避難者名簿の作成・避難者への情報提供 ・避難者の居住区画を設け、避難者を誘導 ・避難者数の把握と名簿の作成 ・避難者向け掲示板の整備、情報提供
情報班	地区連本部・各単位自主防災隊・現地対策班との情報交換・連絡調整 ・地区連本部・現地対策班への支援要請・調整 ・各単位自主防災隊への情報収集・伝達
衛生班	衛生対策 ・トイレの確保 ・ゴミや資源の集積場の設置 ・感染症対策やペット同行避難者への対応
救護班	負傷者等への救護活動 ・トリアージの実施（医師・看護師・救急救命士などの有資格者の指揮のもとで重症度によって治療の順番を決める） ・簡易救護活動 ・負傷者の搬送
要援護者支援班	災害時要援護者への対応 ・災害時要援護者の把握 ・各班と連携し、物資の手配や介助の実施 ・区域内の要援護者に対する物資・情報の提供
給水班	飲料水・生活用水の確保 ・水道の状況確認 ・断水時には受水槽等の飲料水の確保 ・プールの水など生活用水の確保
救援物資班	生活必需品の管理、受け入れ、分配 ・備蓄数量と配布数量の把握と配布 ・不足物品の支援要請 ・物資の受入・保管・分配
炊き出し班	炊き出し、食料管理、受け入れ ・調理場所の確保し、かまどや器具等の設置 ・炊き出しの実施 ・食糧の受入と管理
安全・警備班	安全管理、巡回警備 ・避難所内の定期巡回警備 ・夜間の当直 ・犯罪防止・抑制のための掲示

(3) 地区連合自主防災組織

ア 地区連合防災隊長等の編成

	平常時	災害時
地区連合防災隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関わる市との連絡調整 ・地域防災訓練等の計画・実施 ・地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の災害情報の収集伝達 ・現地対策班等との連絡調整 ・災害対策活動に対する支援協力
副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合防災隊長の補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合防災隊長の補佐 ・防災活動に係る専門的 ・技術的指導・指揮 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合防災隊長の補佐 ・災害対策活動に対する支援協力

イ 地区連合自主防災組織の役割

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ○地区連合防災隊長や防災専門員及び独立防災隊長は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、イベント、情報伝達機器類の整備、応急処置訓練、各種防災講演等の計画・実施を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員と、市の現地対策班と共に、2時間以内を目標に光が丘地区災害対策本部を、光が丘公民館内に設置する。
<ul style="list-style-type: none"> ○地区連合防災隊長や防災専門員及び独立防災隊長は、市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○光が丘地区現地対策班（市）と・避難所運営本部・単位自主防災本部との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動・支援要請等を行う。

4 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地区の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 相模原市防災アセスメント調査
- ② 相模原市地区別防災カルテ
- ③ 相模原市ハザードマップ（浸水・土砂）
- ④ 防災まちあるき

5 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓
- ② 可燃性危険物品等の保管
- ③ 消火器等の消火資機材の整備
- ④ 感震ブレーカー等の整備
- ⑤ その他建物等の危険箇所

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ① スタンドパイプ、または、可搬式（小型）動力ポンプを地区に配備する（有効活用するため地区内相互の連携方法と防火水槽等の確認を行う）
- ② 消火器、簡易消火具等を地区及び家庭に配備する。

6 火災延焼対策

甚大な人命被害をもたらす市街地大火や火災旋風など、大規模地震に伴う火災延焼を最小限にとどめるために、道路の拡幅や建築物の不燃化を推進する。

また、木造密集地で家屋の倒壊など市街地大火の危険の高いところなどは感震ブレーカー等の設置を促進するなどの啓発を行う。

7 風水害対策

警報などの防災気象情報を利用して、被害を未然に防いだり、軽減することが可能な災害であることから、次の対策に取組む。

(1) 台風・大雨・浸水

① 家の外の備え

大雨が降る前、風が強くなる前に行う。

- ・窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
- ・側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく。
- ・風で飛ばされそうな物は飛ばないよう固定したり、家の中へ格納する。

② 家の中の備え

平時から常に準備しておく。

- ・非常用品の確認

懐中電灯、携帯用ラジオ（乾電池）、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ式コンロ、貴重品など

- ・室内からの安全対策

飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼ったり、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく。

- ・水の確保

断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。

③ 避難場所の確認など

平時から常に準備しておく。

- ・避難場所として指定されている場所への避難経路を確認しておく。
- ・普段から家族で避難場所や連絡方法などを話し合っておく。
- ・避難するときは、持ち物を最小限にして、両手が使えるようにしておく。

④ 非常持ち出し品を用意

平時から常に準備しておく。

- ・非常持ち出し品を防災ガイドブック等を参考にリュックサックなどに入れて、いつでも持ち出せるようにしておく。

(2) 龍巻・突風

竜巻等は、台風のように事前に規模を予測し、対策をとることは困難であるが、発達した積乱雲に伴って発生することから、事前にその兆しがみられるので、平時から竜巻等の特徴を理解して判断力を養い、自ら身を守れるようにしておく。

(3) 大雪

大雪が降ると、交通網が麻痺、着雪による通信線や送電線の被害、除雪作業中の事故等が考えられることから、次の対策に取組む。

- ・通常の備蓄に加え、雪かき用スコップ等の備えておく。
- ・冬用タイヤ、チェーンを備え、積雪時には装着することを徹底する。
- ・不要不急の外出は控える。

8 救護・搬送対策

大規模災害が発生すると多数の死傷者が発生し、医療体制が回復するまで時間がかかることが予測されることから、災害時の医療を支援するため、平時から医師・看護師等と連携し、トリアージ訓練・応急手当の訓練を行い、自主防災隊救出・救護班の能力の向上に努める。

9 空き家対策

市と連携して、所有者等による空き家の適正管理を啓発し、危険な空き家をなくすことで、地区の防災力向上につなげていく。

10 高層共同住宅等の災害対策

高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後 7~2 時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を 3 日分以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること。（耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等）
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で隨時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を隨時実施する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

① 個別訓練

主に単位自主防災組織で実施する。

- ・情報収集・伝達訓練
- ・消火訓練
- ・避難訓練
- ・救出・救護訓練
- ・トリアージ訓練（医師・看護師・救急救命士などの有資格者の指揮のもとで重症度によって治療の順番を決める訓練）
- ・給食・給水訓練
- ・避難所運営訓練
- ・図上訓練（D I G・H U G・クロスロード等）
- ・体験イベント型訓練

② 総合訓練

主に地区連合自主防災組織で実施し、総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては隨時実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 整備方針

災害時に自主防災組織がその役割を十分に果たすためには、資機材の備蓄が必要であるので、組織の規模や地域の特性に合わせ、下表を参考に必要なものを検討し、備蓄する。

【自主防災組織の装備基準の参考例（300世帯の場合の目安）】

区分	品名	数量	区分	品名	数量
救助用資機材	バール	5	情報伝達用資機材	トランジスター・メガホン	3
	丸太	5		簡易無線機	1
避難生活用資機材	梯子	3	初期消火用資機材	消火器	30
	のこぎり	5		バケツ	30
	たがね	10	避難生活用資機材	強力ライト	6
	金てこ	10		標旗・腕章	6
	掛矢	3		ロープ	1
	斧	3		発電機	1
	スコップ	10		炊き出し釜（かまど付）	3
	つるはし	10		鍋	6
	なた	5		給水タンク	10
	ペンチ	5		テント	3
	鉄線切り	5		ビニールシート	100
	大ハンマー	3		燃料	—
	片手ハンマー	5		仮設トイレ	3
	可搬ワインチ	1		毛布	—
	チェーンブロック	1		防災倉庫	1
	一輪車	2		非常用食料	—
	ロープ	2			
	リヤカー	1			
	ジャッキ	3			
	チェーンソー	3			
	投光機	2			
	コードリール	2			
	担架	3			
	車椅子	2			
	救急セット	10			

(2) 定期点検

市防災週間（7月第1土曜日から1週間の内）を全資機材の点検日とする。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者などの災害時要援護者からの支援希望は年々増加傾向にあることから、名簿の整備・支援の方法・支援担当者の確保及び避難方法等の課題解決に努める。

また、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした支援希望者の確認等の避難支援体制づくりについては「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、災害ボランティア組織、自治会等が連携して原則年1回更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導及び救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導及び効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示、避難勧告等が発令されたとき又は地区防災組織の隊長等が避難の必要があると認めたときは、隊長等の避難支援開始の指示により、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導を行う。

3 地震災害対策計画

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

(1) 設置基準

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、もしくは、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、光が丘公民館コミュニティ室に「光が丘地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置（2時間以内を目標）する。

本部を設置した場合には、「光が丘地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。なお、本部の設置にあたっては、1名でも行うものとする。

(2) 災害時の動員

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、地区内で動員を行う。

2 本部の活動

現地対策班と共に、地域世帯台帳、地域内地図、ホワイトボード等を活用して災害対応にあたる。

(1) 地区内の被災・被害状況の収集

- 各避難所運営本部から、各自治会内の被災・被害状況を収集する。
- 各避難所運営本部から、支援要請等の要望事項を収集する。

(2) 支援要請

- 現地対策班を通じて、消火、救出、医療、給食・給水、避難所資機材等について支援要請を行う。
- 現地対策班を通じて、避難所等に必要となる人的な支援要請を行う。
- 消防署・消防団に消火、救出、救護等の支援要請を行う。
- 警察署に防犯等の支援要請を行う。
- 事業者、地区社協会福祉協議会、地区民生児童委員協議会等に支援要請を行う。

(3) 市内の情報収集

- 現地対策班を通じて、市内の被災・被害状況を収集する。
- 近隣地区から、市内の被災・被害状況を収集する。

(4) 地区内への情報提供

- 被災者に対する支援情報や地域に必要となる情報について、各避難所運営本部等に情報提供する。

(5) 地区内への協力・応援要請

- 消火や救出等の地区内で対応する事案について、各避難所運営本部等に協力・応援を要請する。

(6) 地区内の全体調整

- 各避難所への支援物資数の調整等について、被災・被害状況等を元に決定する。
- 各避難所への人的支援数の調整等について、運営状況等を元に決定する。
- 市からの調整事項等について、地区内の状況から決定する。

3 情報の収集・伝達手段

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線（ひばり放送）、伝令、簡易無線、P H S、固定電話、携帯電話、F A X、インターネット等

(2) 情報の伝達

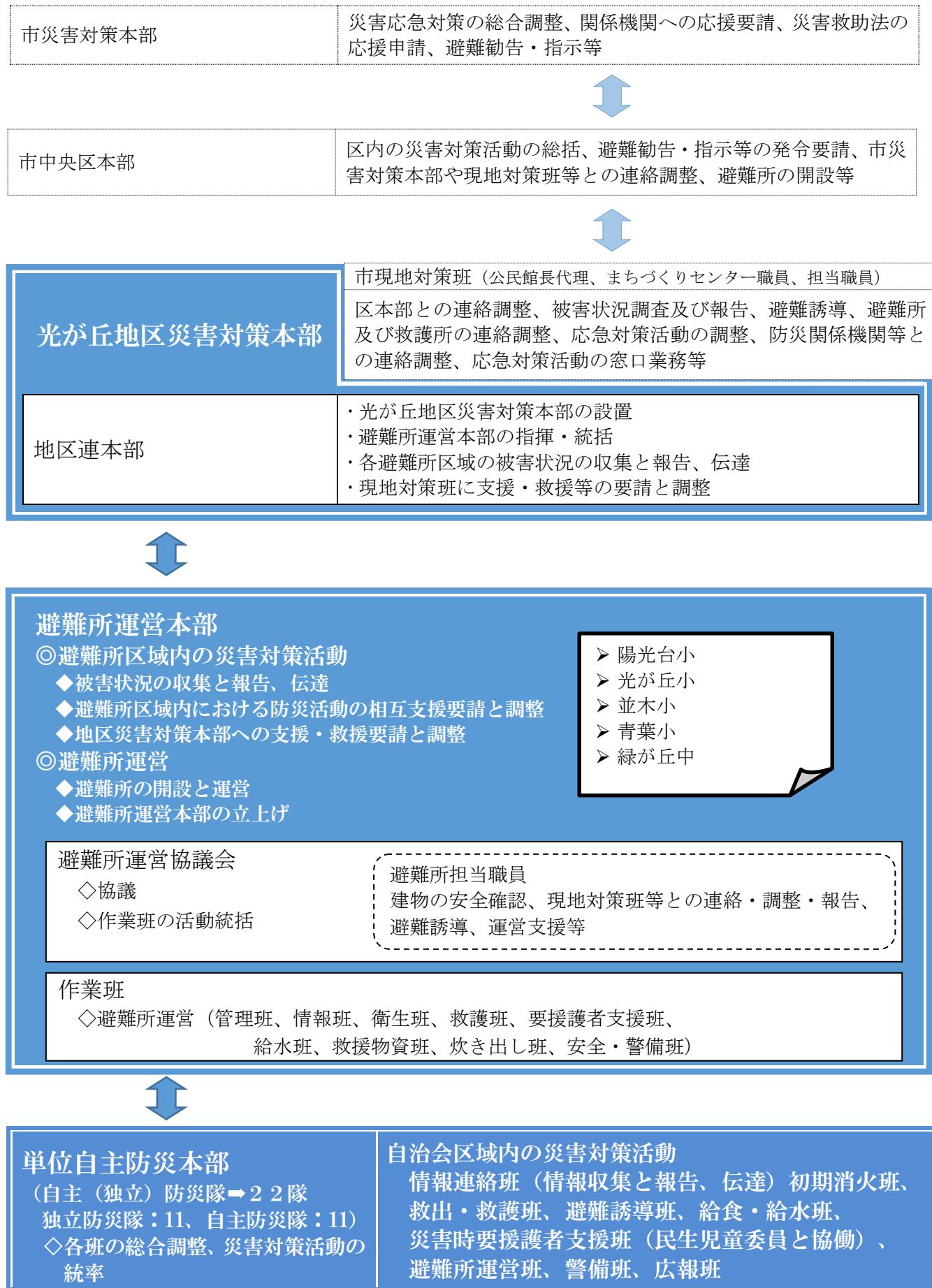
伝令、簡易無線、P H S、固定電話、携帯電話、F A X、インターネット等

4 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれがなくなった場合、東海地震予知情報及び警戒宣言が解除された場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

5 災害時における各組織の主な役割（地震対策）



<期別活動指針> (地震対策)

	時間の経過	被害の状況等	自主防災組織の主な活動内容	活動指針
平常時			<ul style="list-style-type: none"> ・組織の充実 ・地域の状況把握 ・関連情報の提供、住民の意識啓発 ・防災訓練の実施 ・防災資機材等の整備 	組織の充実、備えの充実を図り、災害時の対応能力を高める
災害時	災害発生	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生、家屋の倒壊、土砂災害 ・人的被害の発生 ・ライフラインへの被害、交通のマヒ ・避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・情報収集・伝達 ・負傷者等の救出・救助 ・医療・救護活動 ・避難者の誘導 ・災害時要援護者への支援 ・避難所の運営・支援 	近隣の安全を確保するための活動を率先して行う
	数時間後	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼の拡大 ・避難所の開設 ・ライフライン等の応急復旧作業開始 		
	2~3日程度	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の鎮火 ・被害の鎮静化 ・ライフライン等の一部復旧～全面復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報の収集と提供 ・避難所の管理運営～閉鎖 ・食料・飲料水等の支給 ・災害時要援護者への支援 	地域の被災者の自立を支援するための活動を組織的に行う
	1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・長期避難対策の実施 ・各種機能の回復作業 ・応急仮設住宅の供給 (災害発生の日から原則として20日以内に着工) 		

第2章 応急対策活動

1 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型消防ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、救護所に搬送し、その他の傷病者は、消防団員等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

(3) 救護所への搬送

負傷者が医師の手当を必要とするときは、原則として、拠点救護所または救護所に搬送する。

- ① 拠点救護所：相模原中央メディカルセンター
- ② 救護所：光が丘小学校
- ③ 救護所：星が丘小学校

(4) 防災関係の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

※参考

災害医療拠点病院：北里大学病院

地域救護病院：梨本病院、相模原中央病院

3 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示、勧告等が出たとき、又は地区防災組織の隊長等が避難の必要があると認めたとき、隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難者の安全確保、安全確認

全員が組織としてまとまって、安全に避難できるように、災害時要援護者等に配慮しながら、安全な装備で避難する。避難する際には、必ず、ガスの元栓の閉鎖や電気のブレーカーの切断等を行う。

また、避難場所に到達したら、人員に不足がないかどうか確認を行う。

(4) 避難状況の連絡

避難が完了したら、避難場所や避難者数等の状況を避難所運営本部や地区連本部等に連絡する。

(5) 帰宅

避難勧告・指示等の解除や安全が確認された場合は、避難所運営本部等に連絡し帰宅する。

4 避難所運営

避難所運営本部を立ち上げ、避難所区域内の災害対策活動とともに、避難所運営を各避難所運営協議会で作成した「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会を中心となって、避難者を含めた全員が協力し、助け合いの精神で行うこととする。

5 給食・給水活動

大規模災害時においては、断水し、流通機能の混乱により食料の入手が困難となることから、救援物資が届くようになるまでの、3日間は地区で対応しなければならない。給食・給水のルールをつくり、要援護者に配慮しながら、秩序ある給食・給水活動を行う。

(1) 物資調達と供給

自主防災組織内の備蓄物資や余剰物資等を確保し、自宅が損壊するなどして食料等を失った被災者に、食料や飲料水や生活必需物資を供給する。

(2) 不足物資の把握と供給の要請

自主防災組織内で不足している物資を把握し、避難所運営本部に供給の要請を行う。要援護者や女性への配慮を忘れないように注意する。

(3) 物資の受入れと被災者への供給

避難所運営本部と調整し、支援物資を避難所から自主防災組織の物資保管場所まで搬送して受入れる。受入れた物資を被災者に平等に供給する。

(4) 炊き出しの実施

コンロや燃料等を確保し、効率的な炊き出しを実施する。

6 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者などの災害時要援護者に対して、関係機関等の協力を得て、応急対策を行う。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行う。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに避難所運営本部等に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

(4) 福祉避難所への受入要請

本人の状況や他の避難者に与える影響などを踏まえ、避難生活が著しく困難な要援護者がいる場合には、福祉避難所への移動に向けて、現地対策班と調整を行うこととする。

7 住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により、安全が確保される範囲内において現地確認や避難所への避難状況確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、避難所運営本部に報告を行い、報告を受けた避難所運営本部は、隨時、地区連本部に報告する。

8 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、在宅避難者の情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び地区連本部と協力して在宅避難者への支援を行う。

9 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、避難所運営本部、地区連本部及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ① 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- ② 福祉（手話通話、介護士）
- ③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- ④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- ⑤ 通訳（外国語通訳）
- ⑥ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- ⑦ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ⑧ その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ① 救援物資の整理、仕分け、配分
- ② 避難所の運営補助
- ③ 救護所の運営補助
- ④ 清掃
- ⑤ 災害時要援護者等の生活支援
- ⑥ 広報資料の作成
- ⑦ その他危険のない作業

10 他組織との連携

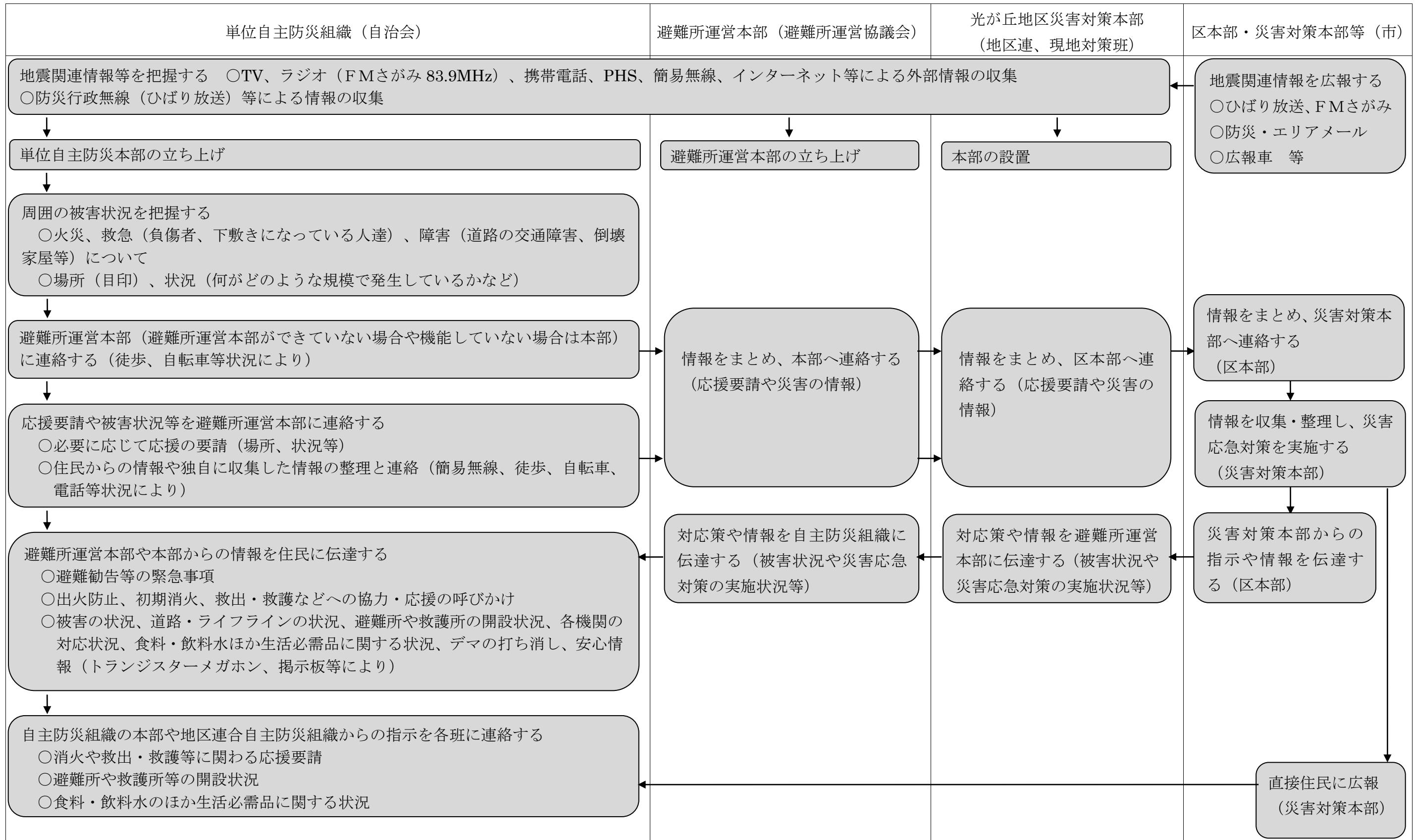
防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

他の自主防災組織との連携強化する	単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。 ○隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
市の支援体制を活用する	自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。 毎年、「自主防災組織変更届出書」を本庁地域まちづくりセンター等に提出する際や、自主防災訓練、防災研修会、消火避難訓練等を実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に申請することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっている。
事業所との協力関係を構築する	平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。 ○平常時の連携づくり ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導
避難所運営を念頭において協力体制をつくる	避難所の運営は、避難者や自主防災組織を中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。 特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。
協力を依頼する人達との取り決めを行う	医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。

11 各種活動の主な流れ

応急対策活動については、次の「主な流れ」を参考にして、命と生活を守ることを最優先に柔軟に対応する。

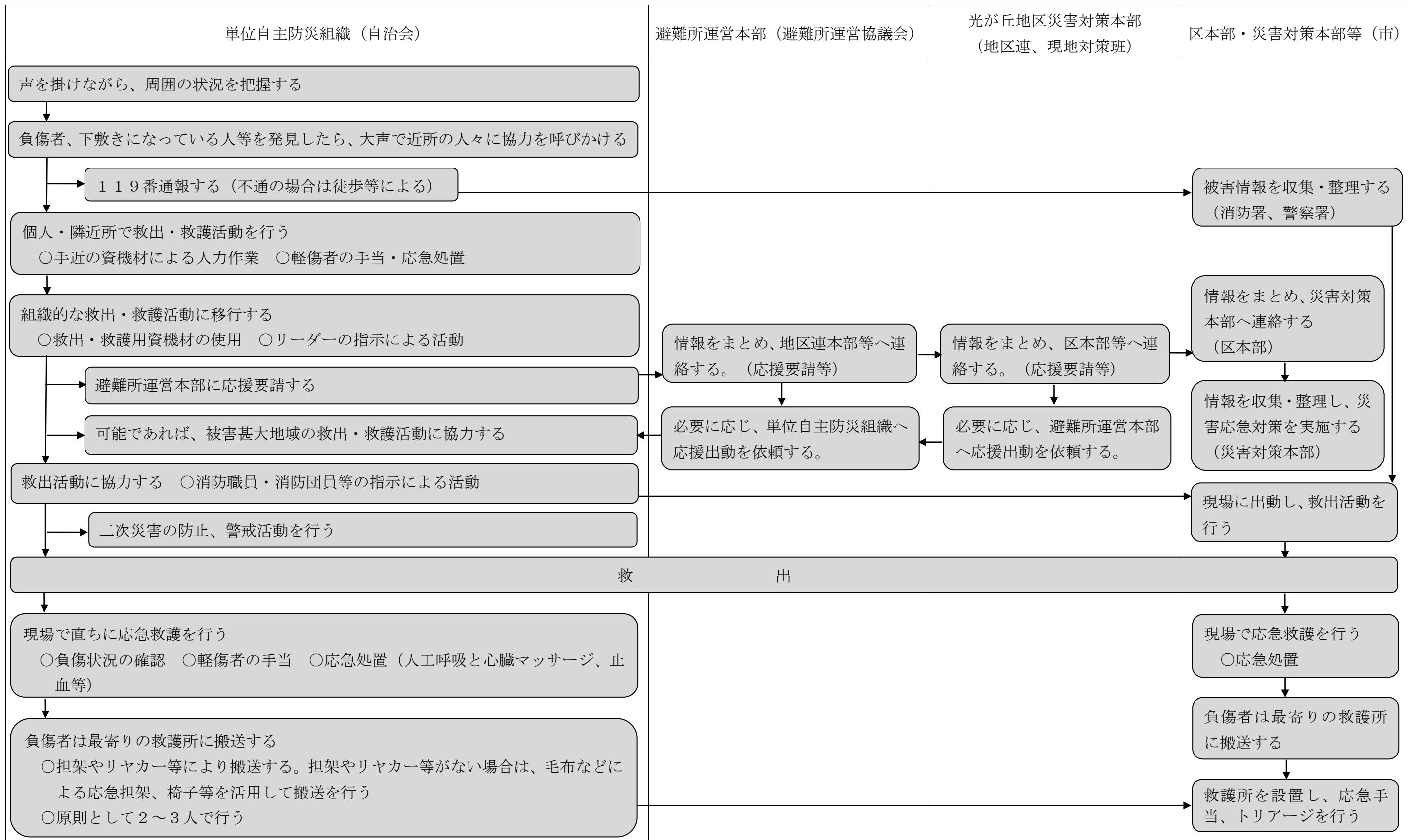
【情報収集・伝達活動の流れ】



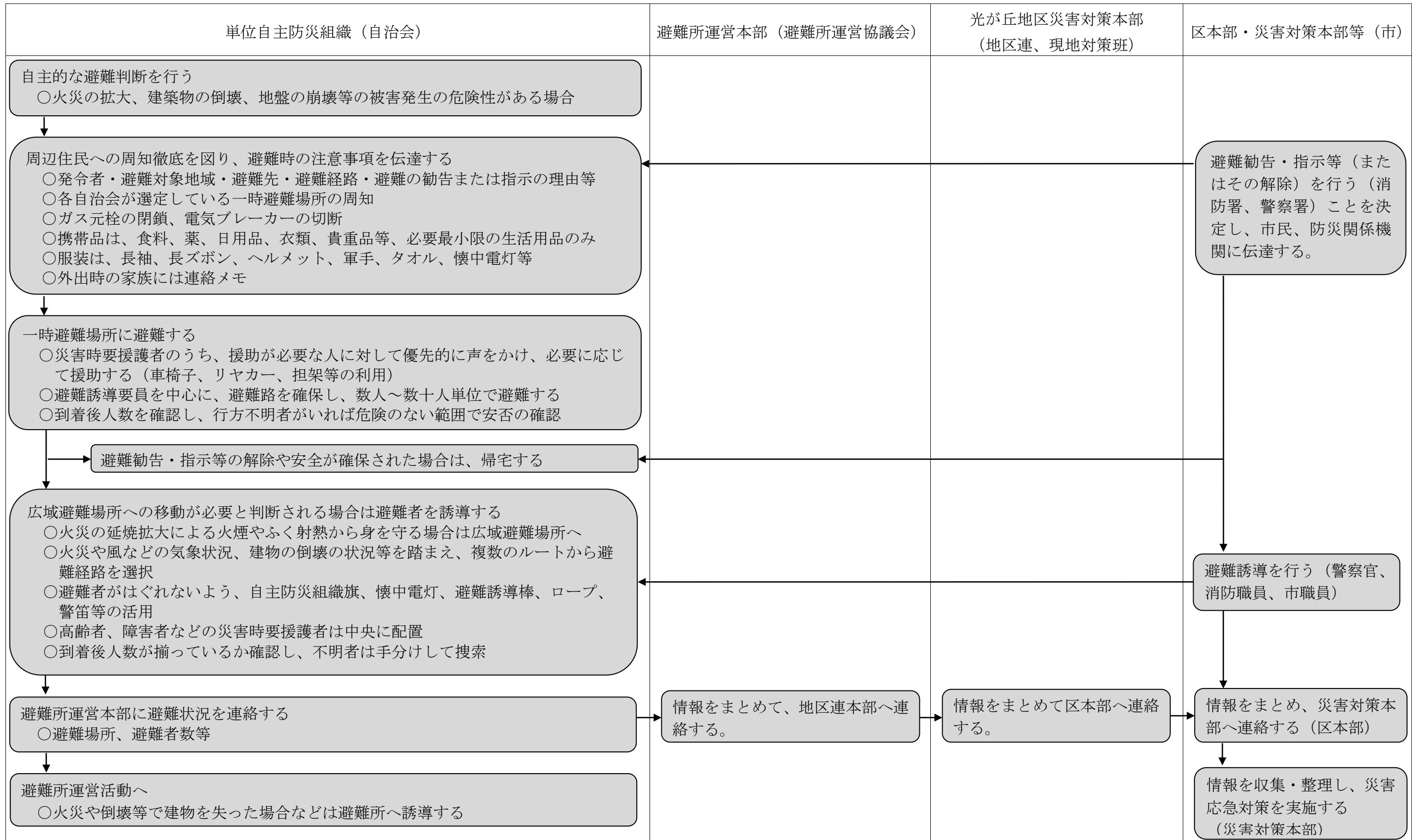
【初期消火活動の流れ】



【救出・救護・搬送の流れ】



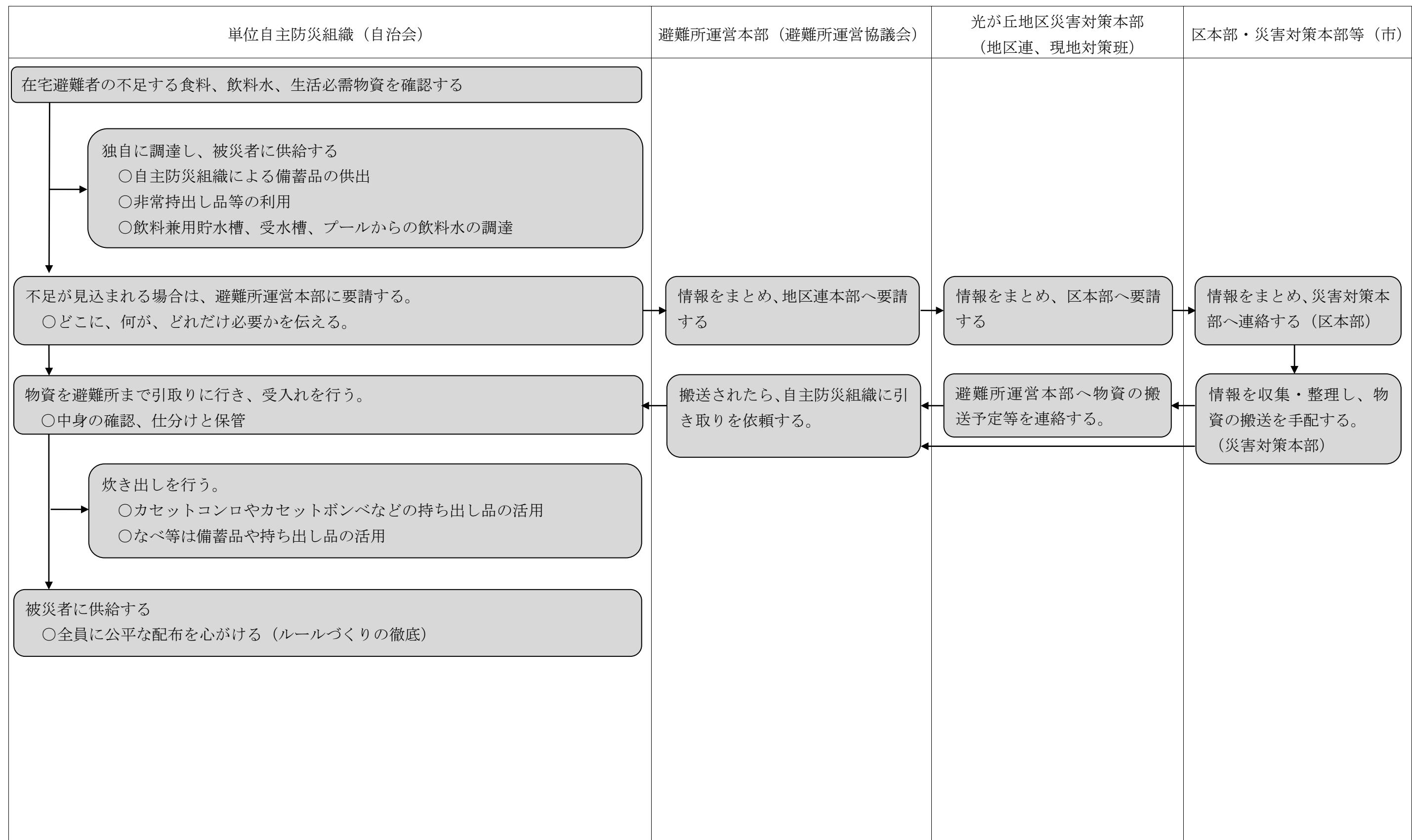
【避難誘導活動の流れ】



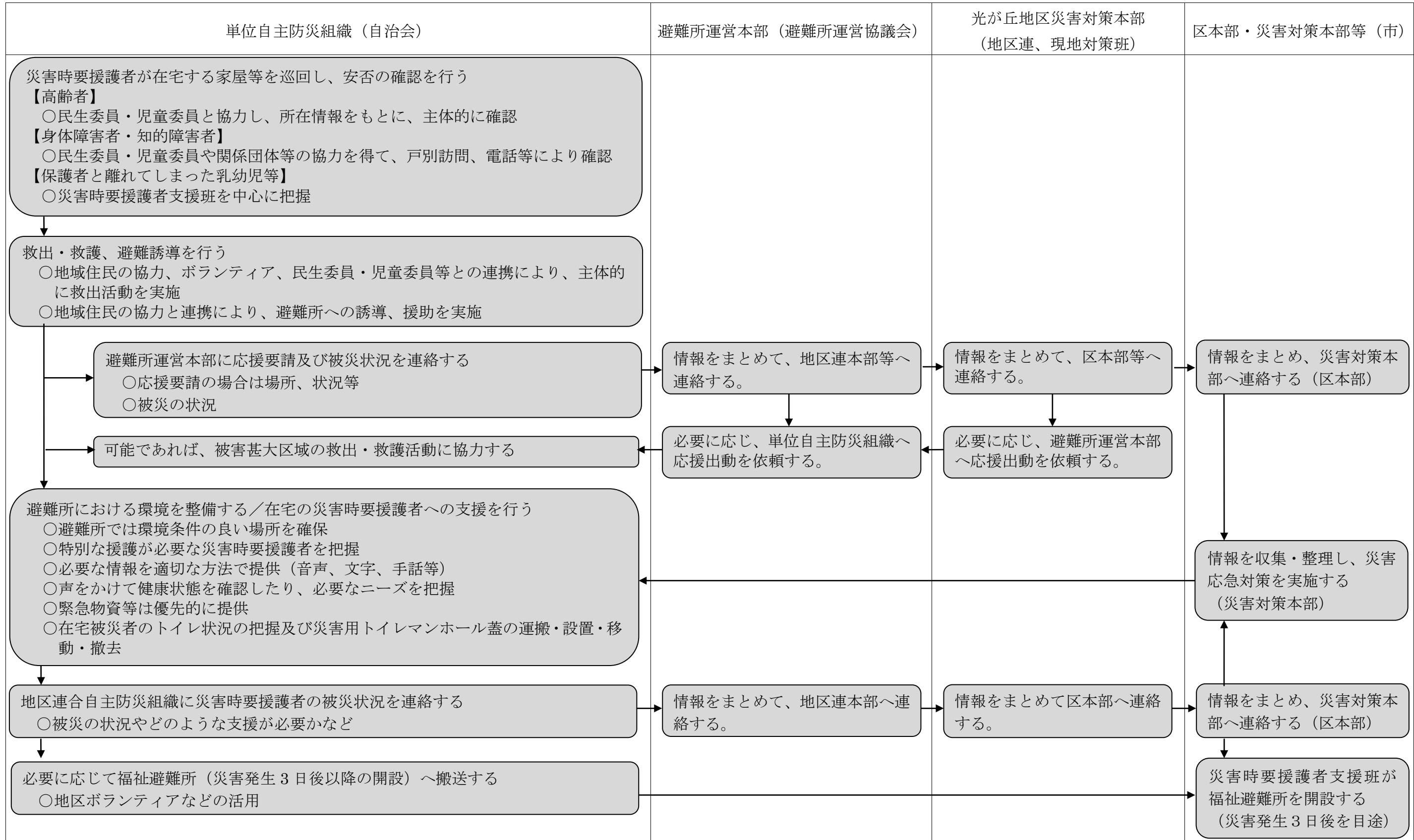
【避難所運営の流れ】



【給食・給水の流れ】



【災害時要援護者支援活動の流れ】



4 風水害等対策計画

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

(1) 設置基準

相模原市で「特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）」が発表された場合、または風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、光が丘公民館コミュニティ室に「光が丘地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。

ただし、本部の設置にあたっては、移動中の安全が確保される場合に限るものとする。

本部を設置した場合や設置が困難な場合には、「光が丘地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

(2) 災害時の動員

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、地区内で動員を行う。ただし、浸水時の対応等は危険を伴うことから、安全の確保に配慮する。

2 本部の活動

地震対策に準じて、実施する。ただし、避難所に加え、風水害時避難場所への対応も行う。

3 情報の収集・伝達手段

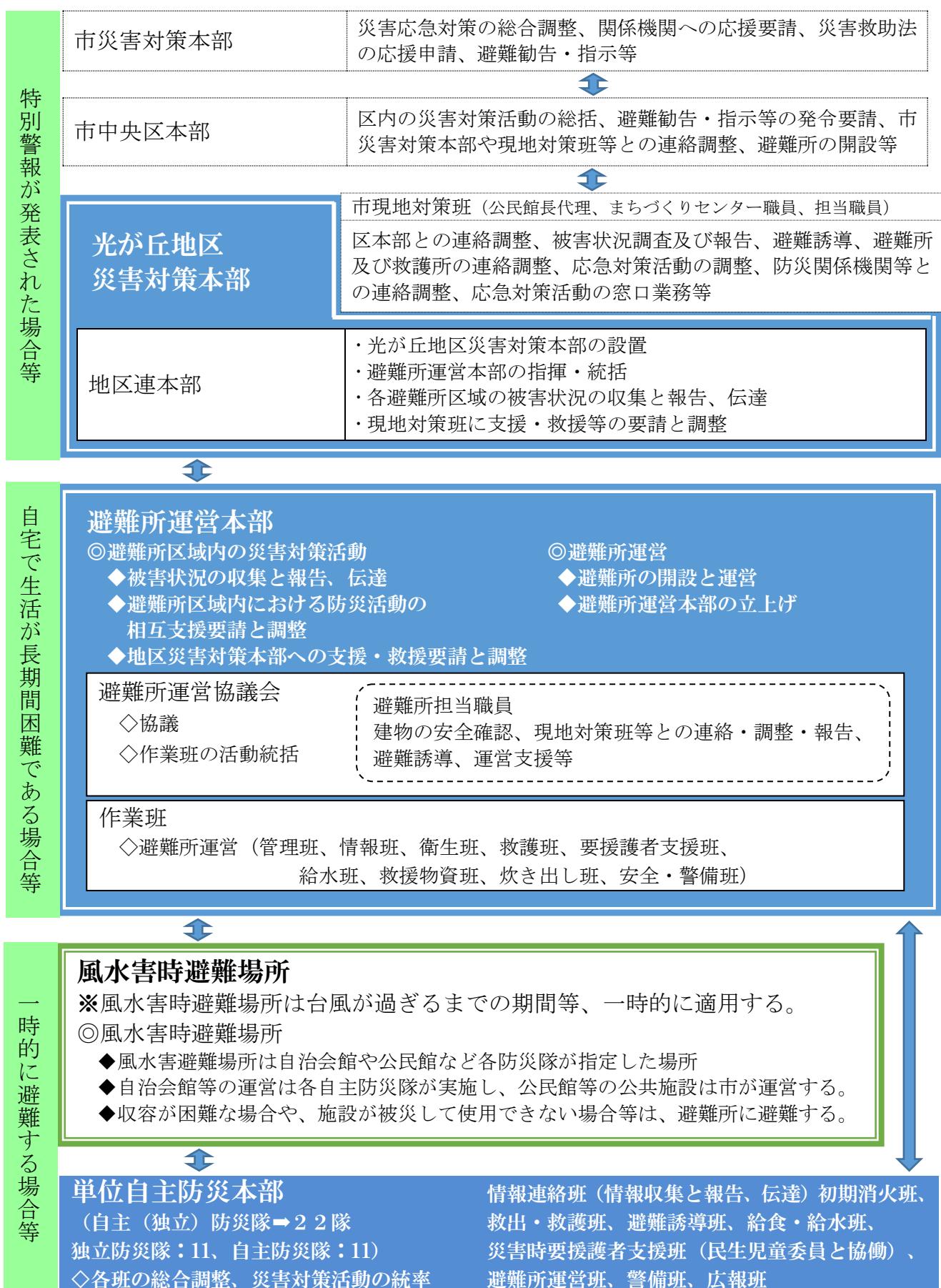
地震対策に準じて、実施する。

4 本部の廃止

風水害等による災害発生のおそれがなくなった場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

5 災害時における各組織の主な役割（風水害等対策）



第2章 応急対策活動

1 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）が想定される場合には、浸水（内水）被害を防ぐため市及び消防団に協力し土嚢積を行う。

2 自主避難

台風などによる風水害については事前に雨量等の予測が可能な場合が多いため、がけの近くに居住している人や家屋に心配がある人は、早めに親族・知人宅又は風水害時避難場所の災害発生のおそれのない場所へ避難する。

3 風水害時避難場所

(1) 開設

風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合、自治会員から避難の要望があった場合又は市から開設の要望があった場合に、自主防災隊長の判断により開設する。

なお、公民館等の公共施設については、市が開設するので、開設の見込みを確認しておく。

(2) 運営

大雨による被害から一時的に逃れるために避難する場所として確保した自治会館等の風水害時避難場所の運営を実施する。公民館等の公共施設については、市の職員が中心となって運営を行うので、その運営を補助する。

風水害時避難場所で、収容が困難な場合や、施設が被災して使用できない場合等においては、避難所となっている小中学校に避難する。

4 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示、勧告等が出たとき、又は地区防災組織の隊長等が避難の必要があると認めたとき、隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難者の安全確保、安全確認

全員が組織としてまとまって、安全に避難できるように、災害時要援護者等に配慮しながら、安全な装備で避難する。避難する際には、必ず、ガスの元栓の閉鎖や電気のブレーカーの切断等を行う。

また、避難場所に到達したら、人員に不足がないかどうか確認を行う。

(4) 避難状況の連絡

避難が完了したら、避難場所や避難者数等の状況を避難所運営本部や地区連本部等に連絡する。

(5) 帰宅

避難勧告・指示等の解除や安全が確認された場合は、避難所運営本部等に連絡し帰宅する。

5 避難所運営

避難所運営本部を立ち上げ、避難所区域内の災害対策活動とともに、避難所運営を各避難所運営協議会で作成した「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会を中心となって、避難者を含めた全員が協力し、助け合いの精神で行うこととする。

6 救出・救護・搬送

地震対策に準じて、実施するが、救出は、浸水想定区域や土砂災害の危険箇所等に該当する区域を優先する。

また、搬送については、医療機関が開設している場合も想定されることから、事前に確認してから搬送を行う。

7 給食・給水活動

地震対策に準じて、実施するが、大規模な風水害時においては、長期間に渡り、流通機能の混乱により食料の入手が困難となることも想定されることから、救援物資が届くようになるまでの期間は地区で協力して対応しなければならない。給食・給水のルールをつくり、要援護者に配慮しながら、秩序ある給食・給水活動を行う。

8 災害時要援護者対策

地震対策に準じて、実施する。

9 住民の安否確認

地震対策に準じて、実施するが、風水害時避難場所に滞在している場合があることに注意する。

10 在宅避難者の把握・支援

地震対策に準じて、実施する。

11 ボランティアの活動について

地震対策に準じて、実施する。

12 他組織との連携

地震対策に準じて、実施する。

13 各種活動の主な流れ

地震対策に準じて、実施する。

4 資料編

- 風水害の知識
- 光が丘地区における情報通信体制
- 福祉避難所への受入の流れ
- 光が丘地区の避難場所
- 自主防災本部・避難所等一覧表
- まちあるきによる要注意箇所（準備中）

(関連資料)

- ・自主防災組織活動基本計画（活動・支援マニュアル）
- ・避難所運営マニュアル
- ・福祉避難所運営に関するガイドライン
- ・地区別防災カルテ
- ・浸水ハザードマップ
- ・防災ガイドブック

<風水害の知識>

風水害とは

台風や発達した温帯低気圧に伴う暴雨風によって、強風と大雨・大雪などによる災害が広範囲に入り混じって発生する場合を指し、強風と大雨により起こる現象の、様々な災害の総称をいいます。

相模原市は、高潮、波浪といった、「潮位」による災害はないので除外した。

警報と注意報

気象庁では、対象となる現象や災害の内容によって下記のように6種類の特別警報、7種類の警報、16種類の注意報を発表しています。

特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪

避難準備情報・勧告・指示

	発令時の状況	住民の行動
避難準備情報	●雨量や河川の水位の上昇等により人的被害の発生する可能性が高まった状況となり、高齢者や身体の不自由な方ら避難に時間がかかる人に早目に避難を促す段階。	●高齢者や身体の不自由な方は近くに開設された避難所への避難行動を開始する。 ●上記以外の方は家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。
避難勧告	●人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況となり、その避難対象住民に避難を勧める段階だが強制するものではない。	●避難対象区域の方は、近くに開設された避難所への避難行動を開始する。
避難指示	●状況がさらに悪化した状況で、災害による人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況。 ●避難勧告よりも強制力は強い。	●避難勧告等の発令後で避難中の方は、確実に避難所に避難する。 ●まだ避難していない方は、すぐに避難行動を開始してください。 ●そのいとまがない場合は、建物の高い所や頑丈な建物など、安全な場所へ移動する。

【風水害時の注意点】

- ・避難するときは、動きやすい恰好で、2人以上での行動を心がける。
- ・避難中はできるだけ浸水していない場所を歩き、避難途中で危険を感じたら、自宅の2階以上や近所のビルに避難する。
- ・浸水時には、マンホールや側溝等への転落に注意する。
- ・自動車が浸水すると動かなくなったり、水圧で扉が開かなくなったりするので、自動車での避難は特別の場合を除き、行わない。
- ・川や用水路の様子は見に行かない。

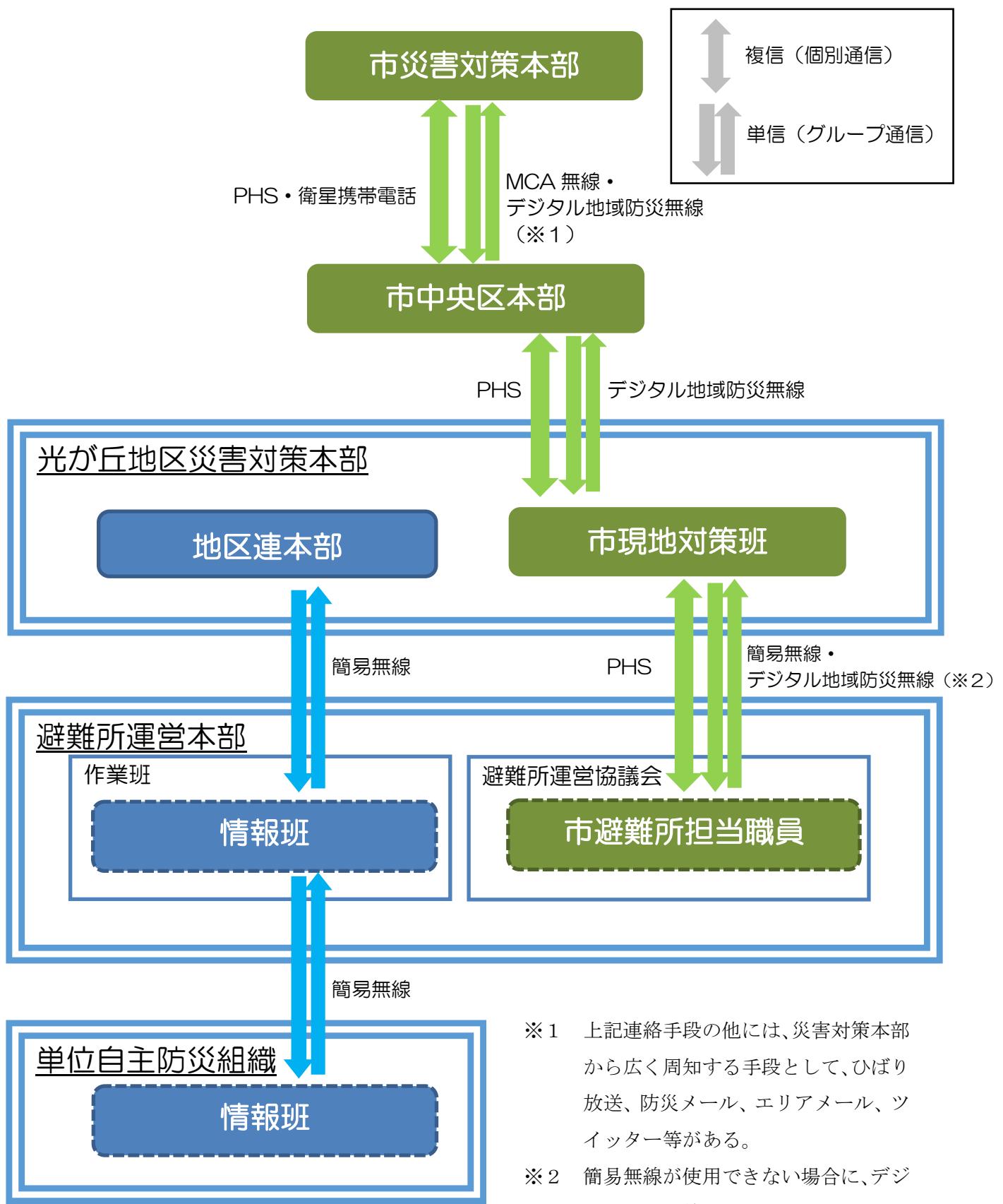
竜巻注意情報とは

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風（以下「竜巻等」）に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域を対象に発表します。

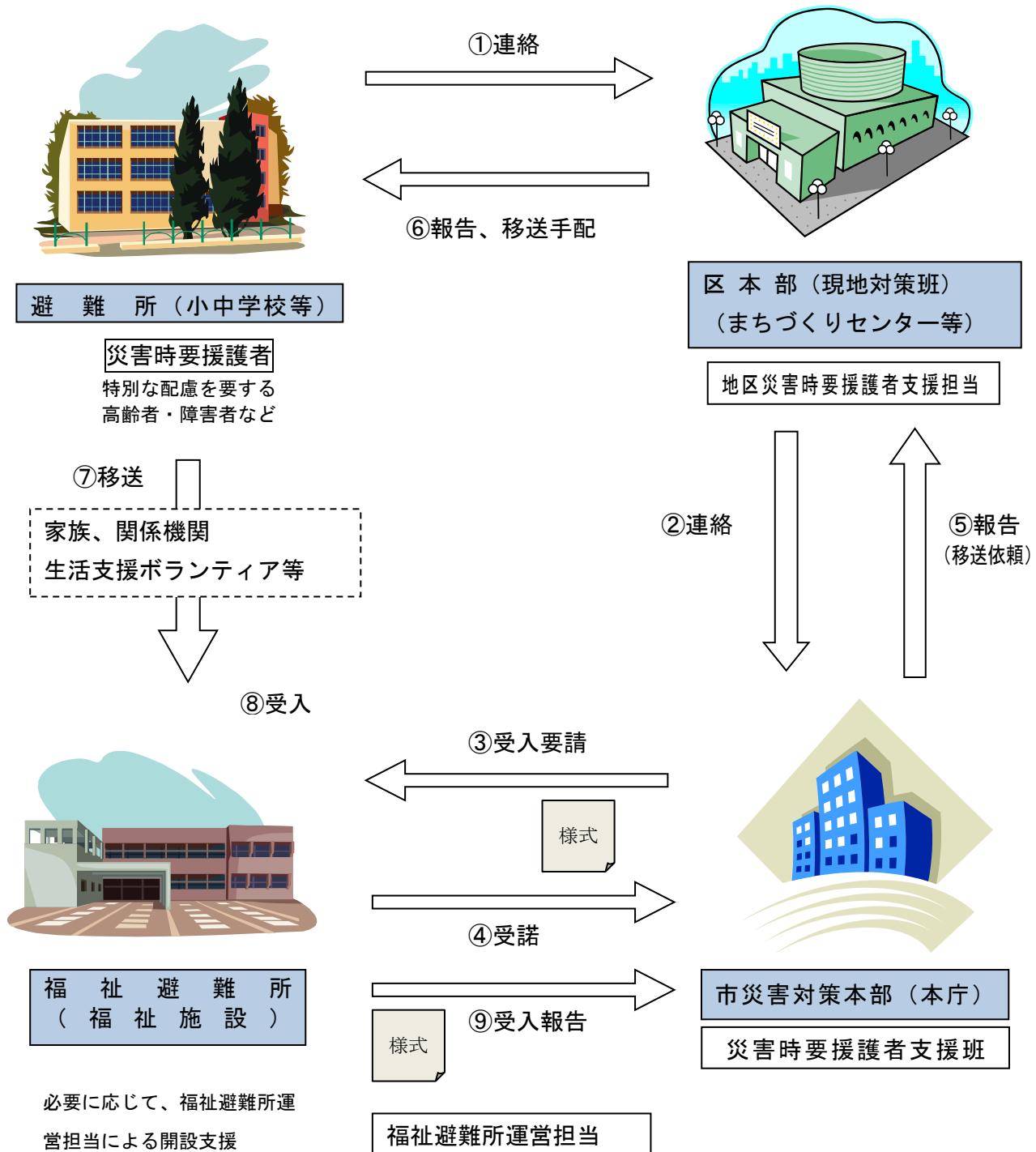
【竜巻の注意点】

状況等	現象等	退避行動
積乱雲 の接近	低く黒い雲（積乱雲）が接近する	【屋内の退避行動】 <ul style="list-style-type: none">・雨戸、窓、カーテンを閉める・建物の中心部に近い安全な部屋に移動する
	雷鳴が聞こえたり雷光が見える	
	急に冷たい風が吹く	
積乱雲に による現象	窓や壁に打ち付けるような強い雨や風	【屋外の退避行動】 <ul style="list-style-type: none">・屋内に退避する
	ひょうの落下	
竜巻 の接近	黒い雲の底がろうと状に垂れ下がる	【屋内の退避行動】 <ul style="list-style-type: none">・窓やドア、外壁から離れる・家の中心部で窓のない部屋や地下室に駆け込む・浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。 【屋外の退避行動】 <ul style="list-style-type: none">・コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む・車庫や物置、プレハブを退避場所にしない・駆け込める屋内がない場合は、頑丈な構造物の側にうずくまつたり、側溝等に伏せる
	物やごみ等が巻上げられ飛んでいる	
	土煙が近づいてくる	
	「ゴーン」という音がする	
	耳に異常を感じる	

光が丘地区における情報通信体制（固定電話等が使用できない場合）



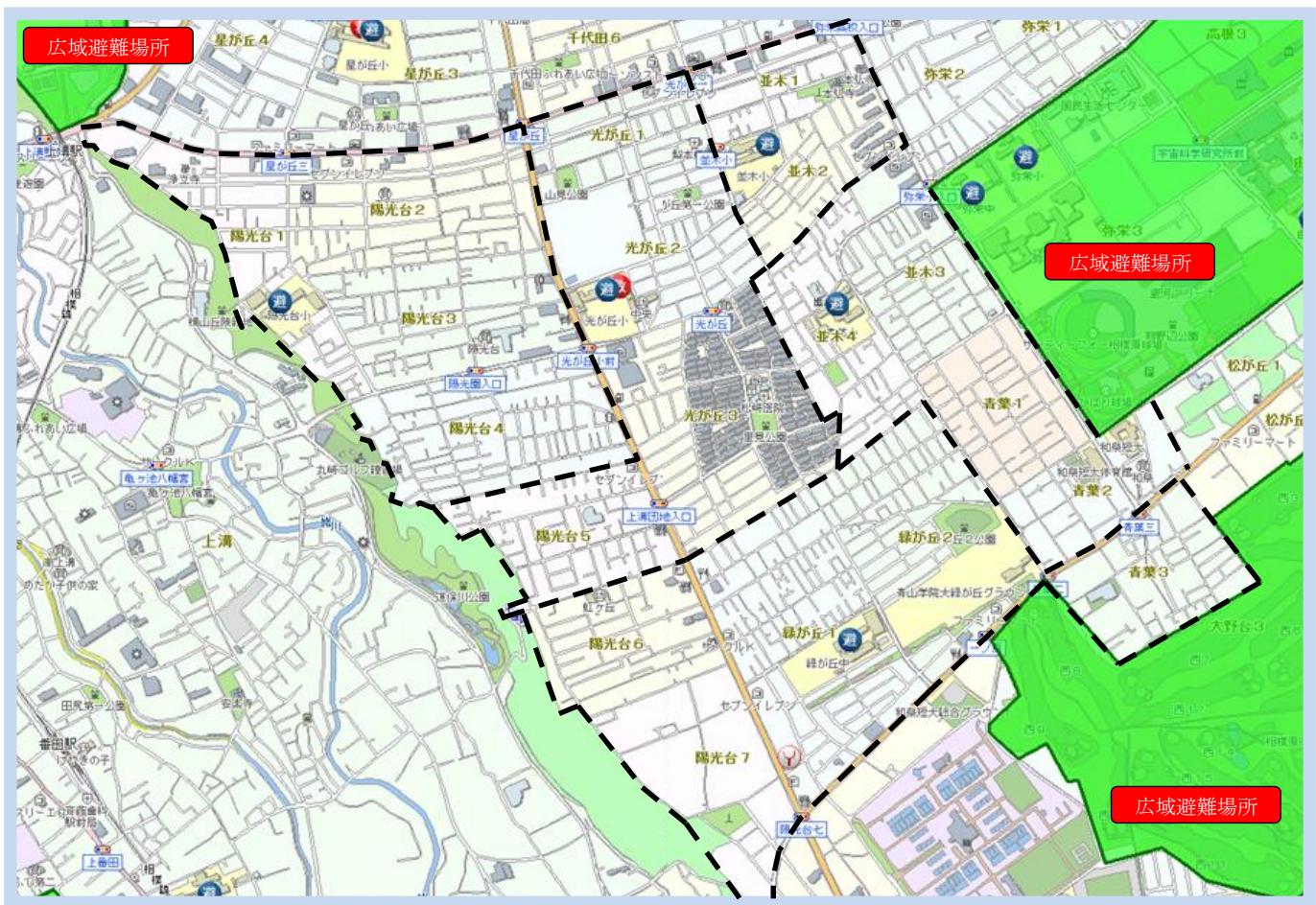
イメージ図【福祉避難所への受入の流れ】



※災害発生後には、施設内のすべての通信手段が遮断されることも想定されます。

その場合、現地対策班（まちづくりセンター等）や小中学校に開設される避難所に設置された無線機の利用等により連絡を行います。

<光が丘地区の避難場所>



避難所	避難対象別自治会	避難所	避難対象別自治会
光が丘小学校避難所	光が丘中央自治会	陽光台小学校避難所	松葉町自治会
	杉の子自治会自治会		陽光台1丁目自治会
	上溝団地1・2区自治会		朝日が丘自治会
	上溝団地3・7区自治会		若葉自治会
	上溝団地4区自治会	青葉小学校避難所	青葉1丁目自治会
	上溝団地6区自治会A		青葉2丁目自治会
	上溝団地6区自治会B		並木3丁目自治会
	上溝団地9区自治会		並木4丁目自治会
	上溝団地10区自治会		市営並木団地自治会
	上溝団地11区自治会	緑が丘中学校避難所	緑が丘1丁目自治会
	陽光台5丁目自治会		緑が丘2丁目自治会
並木小学校避難所	並木1丁目自治会		青葉3丁目自治会
	並木2丁目自治会		虹ヶ丘自治会
	県営並木団地自治会		古山台自治会(麻溝地区)
	光が丘1・2丁目自治会		
	ひかり自治会		

自主防災本部・避難所等一覧表

平成 27 年 9 月 14 日

自治会・単位自主防災		単位自主防災本部		風水害避難		一時避難(地震時)		避難所(地震・風水害)		
自治会	単位自主防災本部	所在地	風水害時避難場所	所在地	一時避難場所	所在地	避難所	所在地		
光が丘中央自治会	光が丘中央自治会館	光が丘 2 丁目 31-12	光が丘中央自治会館	光が丘 2 丁目 31-12	光が丘第 2 公園	光が丘 2 丁目-25				
杉の子自治会自治会	光が丘ハイム集会所	光が丘 3 丁目 20-1	光が丘ハイム集会所	光が丘 3 丁目 20-1						
上溝団地 1・2 区自治会	上溝団地集会所	光が丘 3 丁目 7-11	上溝団地集会所	光が丘 3 丁目 7-11	光が丘小学校グランド	光が丘 2 丁目-19-1	光が丘小学校避難所	光が丘 2 丁目-19-1		
上溝団地 3・7 区自治会					里見公園	光が丘 3 丁目-8				
上溝団地 4 区自治会					光が丘小学校グランド	光が丘 2 丁目-19-1				
上溝団地 6 区自治会 A					里見公園	光が丘 3 丁目-8				
上溝団地 6 区自治会 B					光が丘小学校グランド	光が丘 2 丁目-19-1				
上溝団地 9 区自治会					里見公園	光が丘 3 丁目-8				
上溝団地 10 区自治会					道保川公園上段	陽光台 5 丁目 13-17				
上溝団地 11 区自治会					陽光台公民館(館屋外)	陽光台 5 丁目-6-1				
陽光台 5 丁目自治会	陽光台 5 丁目自治会館	陽光台 5 丁目 15-11	陽光台 5 丁目自治会館	陽光台 5 丁目 15-11						
並木 1 丁目自治会	千代田緑道・テント設営	並木 1 丁目-4	並木小学校避難所	並木 2 丁目-16-1	千代田緑道	並木 1 丁目-4	並木小学校避難所	並木 2 丁目-16-1		
並木 2 丁目自治会	並木 2 丁目ひばり公園・テント設営	並木 2 丁目-1-24	並木小学校避難所	並木 2 丁目-16-1	並木 2 丁目ひばり公園	並木 2 丁目-1-24				
県営並木団地自治会	県営並木団地集会所	並木 2 丁目 1-3	県営並木団地集会所	並木 2 丁目 1-3	並木 2 丁目公園	並木 2 丁目-2				
ひかり自治会	並木小学校・テント設営	並木 2 丁目-16-1	並木小学校	並木 2 丁目-16-1	並木小学校グランド	並木 2 丁目-16-1				
光が丘 1・2 丁目自治会	光が丘 1・2 丁目自治会館	光が丘 1 丁目 12-20	光が丘 1・2 丁目自治会館	光が丘 1 丁目 12-20	山見公園	光が丘 1 丁目-11				
					千代田緑道	光が丘 2 丁目-6-11				
松葉町自治会	松葉町自治会館	陽光台 2 丁目 2-21	松葉町自治会館	陽光台 2 丁目 2-21	陽光台小学校グランド	陽光台 1 丁目-15-1	陽光台小学校避難所	陽光台 1 丁目-15-1		
陽光台 1 丁目自治会	陽光台 1 丁目自治会館	陽光台 1 丁目 19-15	陽光台 1 丁目自治会館	陽光台 1 丁目 19-15						
朝日が丘自治会	朝日が丘自治会館	陽光台 4 丁目 8-4	朝日が丘自治会館	陽光台 4 丁目 8-4						
若葉自治会	若葉自治会館	陽光台 4 丁目 25-4	若葉自治会館	陽光台 4 丁目 25-4						
青葉 1 丁目自治会	青葉 1 丁目自治会館	青葉 1 丁目 2-19	青葉 1 丁目自治会館	青葉 1 丁目 2-19	淵野辺公園	弥栄 3 丁目-1	青葉小学校避難所	並木 4 丁目-8-4		
青葉 2 丁目自治会	青葉 2 丁目自治会館	青葉 2 丁目 5-12	青葉 2 丁目自治会館	青葉 2 丁目 5-12						
並木 3 丁目自治会	市営並木団地集会所	並木 3 丁目 1-19	青葉小学校	並木 4 丁目-8-4						
並木 4 丁目自治会	並木 4 丁目自治会館	並木 4 丁目 9-1	並木 4 丁目自治会館	並木 4 丁目 9-1	並木 4 丁目自治会子供広場	並木 4 丁目 11-5				
市営並木団地自治会	市営並木団地集会所	並木 3 丁目 1-19	市営並木団地集会所	並木 3 丁目 1-19						
緑が丘 1 丁目自治会	緑が丘 1 丁目自治会館	緑が丘 1 丁目 26-10	緑が丘 1 丁目自治会館	緑が丘 1 丁目 26-10						
緑が丘 2 丁目自治会	緑が丘 2 丁目自治会館	緑が丘 2 丁目 20-13	緑が丘 2 丁目自治会館	緑が丘 2 丁目 20-13	青山学院大学グラウンド	緑が丘 2 丁目 40-1	緑が丘中学校避難所	緑が丘 1 丁目-28-1		
青葉 3 丁目自治会	青葉 3 丁目自治会館	青葉 3 丁目 31-5	青葉 3 丁目自治会館	青葉 3 丁目 31-5						
虹ヶ丘自治会	虹ヶ丘自治会館	陽光台 7 丁目 6-16	虹ヶ丘自治会館	陽光台 7 丁目 6-16						
古山台自治会(麻溝地区)	三の原公園テント設営	北里 1-8	_____	_____	三の原公園	北里 1-8				

※市では、自宅での生活が困難となる被災者の地域の拠点として、市立の小・中学校等を避難所として開設し、避難所運営協議会を中心に、避難所運営を行います。